

令和7年3月農業委員会総会会議録

令和7年3月24日午後4時00分、令和7年3月農業委員会総会をフォルトーナ1階「ホール」に招集する。

出席委員 26 名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
4 番	佐藤 修司	委員	5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員
7 番	種澤 達也	委員	8 番	町田 高司	委員	9 番	石岡千鶴子	委員
10 番	三上 浩太	委員	11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田桐 明	委員
13 番	石岡 人志	委員	14 番	福土 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員
16 番	木村 芳文	委員	17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員
19 番	佐藤 剛郎	委員	20 番	大湯茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員
22 番	高橋 貴志	委員	23 番	田村眞裕美	委員	24 番	成田 毅	委員
25 番	兜森 弘義	委員	26 番	前田 優考	委員			

欠席委員 0 名

出席事務局 11 名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢
事務局農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局総括主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏	事務局農地利用促進係総括主査	岡本健太郎
事務局農地利用促進係主事	古川 夏菜		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

議案第 17 号	「令和7年度 最適化活動の目標の設定等」について
議案第 18 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 19 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 20 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 21 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 22 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第 10 号	農地法第3条の許可取消について
報告第 11 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 12 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 13 号	農地中間管理権の解除について
報告第 14 号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 7 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告がありませんでした。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。2 番藤田善明委員、3 番岩谷裕子委員、4 番佐藤修司委員、以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の曾根奈美子係長を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 17 号を議題といたします。議案第 17 号は、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

それでは、1 ページをお開き願います。議案第 17 号は、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知であります「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 2 により、最適化活動の目標の設定等について、本会の決定を求めるものであります。本件は、農地等の利用の最適化の活動や事務を適正に実施するために、毎年度作成するものであり、3 月 4 日に開催された担い手育成委員会、並びに 3 月 10 日に開催された農地集積推進委員会において、内容を検討いただいております。2 ページをお開きください。2 ページは、農業委員会の状況で「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」について記載しております。3 ページ及び 4 ページの前段は、成果目標を項目ごとに記載しておりますので各項目ごとに申し上げます。まず、3 ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 の最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積の②の目標」では、令和 4 年度に作成した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に合わせ、農地の集積の目標年度を令和 13 年度、集積率を 80%とし、今年度の新規集積面積を 185ha、今年度末の集積累計面積を 9,290ha、集積率は 68.6%としております。次に、「(2) 遊休農地の解消の②の目標」では、「アの既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」は「令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が 63.9ha であることから、これを 5 年間で解消するための目標面積として 12.8ha としております。また、「b 黄区分の遊休農地の解消」は「令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積」が 289.5ha であり、解消のための行程表の策定について記載しております。更に、「イの新規発生遊休農地の解消目標面積」は、「活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、その翌年度に全ての解消を目標として設定するもの」であることから、令和 6 年度に新規発生した緑区分の面積、22.9ha としております。次に 4 ページの「(3) 新規参入の促進」の②目標では、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を「目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上を設定するもの」であることから、直近 3 年である、令和 3 年度から令和 5 年度の

事務局次長	権利移動面積の平均の一割以上である、40.9ha としております。続いて、4 ページ中段「2 の最適化活動の活動目標」ですが、「農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数目標」の「1 人当たりの活動日数」は、令和 4 年 5 月に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」との整合から、月 10 日とし、「(2) 活動強化月間の設定目標」を 3 項目の 4 月としております。また、「(3) 新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を今年度同様に 1 回としております。なお、3 ページの 1 の最適化活動の成果目標に記載してあります、「(1) 農地の集積」の①現状におけるこれまでの集積面積 (B) 及びこれに係る集積率につきましては、現在、6 年度を終えていないことから、5 年度の実績を記載しております。また、「(2) 遊休農地の解消」の①現状における「1 号遊休農地面積」、「うち緑区分の遊休農地面積」及び「うち黄区分の遊休農地面積」の 3 ヲ所の面積につきましては、現時点での暫定値を記載しておりますが、今後 4 月下旬に 6 年度実績が算出された際に修正することとなります。この修正値につきましては、改めて皆様に報告という形でお伝えさせていただきます。以上であります。
議 長	農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 17 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 17 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 17 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	5 ページをお開き願います。議案第 18 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 500 m²、畑 18 件 101,867.96 m²、合計 20 件 102,367.96 m²であります。また、使用収益権関係では、田 35 件 124,780 m²、畑 22 件 181,978 m²、合計 57 件 306,758 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 3 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小嶋勇成委員、平井秀樹委員、佐藤剛郎委員、それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 171 番について申し上げます。譲受人は、これまで知人の農作業の手伝いをした経験があり、自身は建設会社を経営しておりましたが、令和 7 年 2 月に廃業したため、以前から興味のあった農業経営をしたいと思うようになり、本申請に至ったと申し

調査委員長

述べておりました。今後は農業経験のある妻の祖母と知人の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 177 番について申し上げます。譲受人は、これまでも、申請地で父とともにりんごを栽培しておりましたが、主たる耕作者である父が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。13 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 188 番について申し上げます。譲受人は、10 年以上前から農業法人に勤めており、りんご栽培の一連の作業に携わっておりますが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。所有権関係、受付番号 190 番について申し上げます。譲受人は、弘前市内の有機農法で栽培をしている農家において、住み込みで 1 年間研修を受けておりましたが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。また、無農薬で野菜を栽培する予定ですが、周辺は樹園地・山林であり、周辺の農地との間にはクローバーを緑肥として栽培し、研修先の農家の指導の下、周辺農地に影響を与えないように栽培していくとのことであり、技術力を含め、特に問題はないと判断しました。25 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 266 番および 26 ページ、267 番について申し上げます。借受人は、令和 7 年 1 月にりんごの加工を行う法人等が出資し、設立した農地所有適格法人です。構成員の 1 人は農地の貸付人で、40 年以上りんご農家をしており、ほかの 2 人の構成員は、農業法人に勤務していた経験があります。近年、加工用りんごの確保が困難になってきている現状から、今後は自社で確保していくため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は構成員の経験を活かし、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 269 番から 28 ページ受付番号 271 番について申し上げます。借受人は、令和 7 年 1 月に設立した農地所有適格法人であり、申請地で以前から、家族経営でりんごを生産しております。今回、法人化により、構成員等と貸借を結ぶため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。その他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

石岡人志委員

< 議事参与の制限に該当する旨の申出あり >

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 24 ページ、使用収益権関係、受付番号 264 番、および 25 ページ、265 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

使用収益権関係、受付番号 264 番、および 265 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 18 号のうち、使用収益権関係、受付番号 264 番、および 265 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議 長	それでは、使用収益権関係、受付番号 264 番、および 265 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 264 番、および 265 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 18 号のうち、使用収益権関係、受付番号 264 番、および 265 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 19 号を議題といたします。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。議案第 19 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 236 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。43 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 10 番及び 11 番について、譲受人が農家住宅の建築と通路を整備するために転用するものであります。受付番号 10 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 11 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「日常生活上必要な集落に接続して設置する施設」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(な し)
議 長	それでは、議案第 19 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 19 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 19 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。議案第 20 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 12 件 50,230 ㎡、畑 9 件 23,591 ㎡、合計 21 件 73,821 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 5 件 17,568 ㎡、畑 2 件 2,378 ㎡、合計 7 件 19,946 ㎡で、このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 5 件 17,568 ㎡、畑 1 件 634 ㎡、合計 6 件 18,202 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。52 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 155 番から 54 ページ 159 番及び 56 ページ使用収益権関係、受付番号 79 番から 58 ページ受付番号 84 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。56 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 79 番から 58 ページ受付番号 84 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 20 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 20 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 20 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

59 ページをお開き願います。議案第 21 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 15 件 46,918 ㎡、畑 24 件 76,444 ㎡、その他 759 ㎡、合計 39 件 124,121 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 3 件 7,874 ㎡、畑 2 件 4,761 ㎡、合計 5 件 12,635 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 2 件 2,608 ㎡、畑 2 件 4,761 ㎡、合計 4 件 7,369 ㎡であります。今回提出されました 44 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当若しくは所有者から指名を受けた農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 39 件、貸借 5 件が整ったものであります。70 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 225 番から 72 ページ 230 番及び 74 ページ、使用収益権関係、受付番号 21 番から 75 ページ、24 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。74 ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号 21 番から 75 ページ、24 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

佐藤修司委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤修司委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 63 ページ、所有権関係、受付番号 202 番及び 66 ページ、214 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 202 番及び 214 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 202 番及び 214 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

高橋貴志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(高橋貴志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 71 ページ、所有権関係、受付番号 228 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 228 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 228 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。高橋貴志委員の着席をお願いします。

(高橋貴志委員着席)

議 長

それでは、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 202 番、214 番、及び 228 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 202 番、214 番、及び 228 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 202 番、214 番、及び 228 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

77 ページをお開き願います。議案第 22 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 5 件 23,301 m²であります。

なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

79 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 6 番から 81 ページ受付番号 10 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであります。受付番号 6 番から、受付番号 9 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。

調査副委員長	なお、81 ページ使用収益権関係、受付番号 10 番については、一般法人による賃借権の設定であります。計画策定の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 3 号に規定する業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるなどの各要件を満たすものであります。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 22 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 22 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 22 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 10 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	83 ページをお開き願います。報告第 10 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 10,356 m²であります。なお、取消理由につきましては、85 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。
議 長	報告第 10 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	87 ページをお開き願います。報告第 11 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 79,978 m²、畑 15 件 174,036 m²、合計 25 件 254,014 m² であります。なお、届出理由につきましては、89 ページから 93 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 11 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 12 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	95 ページをお開き願います。報告第 12 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の

事務局次長	受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 23,213 m²、畑 3 件 5,214 m²、合計 6 件 28,427 m² であります。なお、解約理由につきましては、97 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 12 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 13 号「農地中間管理権の解除について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	99 ページをお開き願います。報告第 13 号は、「農地中間管理権の解除について」であります。農地中間管理機構が取得する農地中間管理権について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定により、青森県知事の承認を受けて解除した旨、公益社団法人あおもり農業支援センターより通知があったので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 1,603 m² であります。なお、解除理由につきましては、101 ページの解除理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 13 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 14 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	103 ページをお開き願います。報告第 14 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4 (4) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4 (3) ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 1,504 m² あります。以上であります。
議 長	報告第 14 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 16 時 49 分〕